

# 目次

1	廃棄物委託実務自己チェックリストについて	P 2
2	自社の廃棄物管理状況確認票	P 3
3	委託先処理業者管理簿	P 4
4	収集運搬業者への委託実務評価	P 6
5	処分業者への委託実務評価	P 13
6	再委託実務評価	P 19
7	産業廃棄物マニフェスト運用管理評価	P 20
8	自社収集運用管理評価	P 22
9	廃棄物保管・管理評価	P 25
10	多量排出事業者処理実績計画・実施報告実務評価	P 27
11	一般廃棄物委託実務評価 東京都特別区の場合	P 28
12	補足（廃棄物を委託できる者の判断）	P 31

# 廃棄物委託実務自己チェックリストについて

## 廃棄物委託実務自己チェックリストの概要について

『排出事業者のための、3日でわかる廃棄物セミナーDVD』の講義内容を網羅し、実際に排出事業者が処理業者に廃棄物を委託する場合の委託実務（法令順守）について、自己チェック票を作成しました。委託リスクの低減

### 廃棄物委託実務自己チェックリストの使い方（×記入式）

- (1) 排出事業者の廃棄物担当者の方が、直接自社の委託状況を必ず自己チェックして下さい。
- (2) チェックは は適合、×が散見された場合は必ず改善 順法対応 して下さい。

## 使用に関する免責

同チェックリストの使用にあたり、**使用者になんらかの不利益が生じた場合においては、一切の責任を監修者、発行者は負いません。**あらかじめご了承ください。

## 行政からの呼び出しや立ち入り調査対策を想定

社に何かしらの理由（例えば委託先処理業者に違法行為が生じた場合等）により、廃棄物行政から事実確認の呼び出しや、対入り調査によるヒヤリングなどに対し、順法委託を行っている説明資料などに使用されることも想定しています。

## 同チェックリストの基準作成にあたり留意したこと

評価対象は、あくまで排出事業者（自社）です。（処理業者の格付けではない）

委託実務にあたり、「廃棄物処理法」の委託基準に準拠しています。

委託先処理業者の行った違法行為に対し、委託リスクを低減するための自己チェックであること。

自己チェックにあたり項目によっては、委託先処理業者側との事実確認や状況把握作業が生じる場合があります。

## 同チェックリスト作成にあたり、参考とした文献等

- 1 廃棄物処理法
- 2 平成19年 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト  
共通/収集・運搬 共通/処分 資料集 発行：財 日本産業廃棄物処理振興センター  
監修：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課
- 3 廃棄物処理リサイクルの手続きマニュアル 発行：新日本法規出版(株)
- 4 産業廃棄物適正処理実務のポイント 平成18年7月 発行：社 全国産業廃棄物連合会関東地域協議会
- 5 産業廃棄物処理業の手引き 平成19年9月 発行：社 千葉県産業廃棄物協会
- 6 行政処分の指針について 平成18年1月 社 全国産業廃棄物連合会関東地域協議会
- 7 マニフェストシステムがよくわかる本 平成18年版 発行：全国産業廃棄物連合会
- 8 建設九団体副産物対策協議会作成 建設廃棄物委託契約書様式及び記入例
- 9 東京都一般廃棄物処理業の手引き 平成20年2月 発行：特別区
- 10 環境省HP、東京都HP、鳥取県庁HP 社団法人全国産業廃棄物連合会HP

# 自社の廃棄物管理状況票

調査年月日	2、調査対象	3、調査者	確認者印
年 月 日	会社名 事業所名	所 属： 廃棄物担当者名：	

1会社概要	区 分	チェック項目	チェック結果
簡易情報	全従業員数	従業員数（パート含む）	名
	売上高	全体の売上高	千円
	廃棄物委託料金 年間	年間の廃棄物委託料金を記載	千円
廃棄物排出状況	産業廃棄物総排出量	年間の産業廃棄物総排出量を記載	トン
	特別管理産業廃棄物総排出量	年間の特別管理産業廃棄物排出量を記載	トン
	一般廃棄物排出量	年間の一般廃棄物排出量を記載	トン
	特別管理一般廃棄物排出量	年間の特別管理一般廃棄物排出量を記載	トン
有価物売却状況	自社内有価物拾得量	年間の自社内有価物拾得量を記載	トン
	自社の有価物売却料金	年間の自社の有価物売却料金を記載	千円
再生利用状況	再生利用量	年間の委託再生利用量を記載	トン
	再生利用率	年間の委託再生利用率を記載	%

2評価項目	区 分	チェック項目	チェック結果
自社の廃棄物管理状況	特別管理産業廃棄物の排出の有無  特管産廃排出者は、帳簿記載義務があり。DVDのDISK2 7単元参照	特別管理産業廃棄物を排出しているか	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
		上記で「はい」と答えた場合、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
		上記で「はい」と答えた場合、右欄に特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名を記載	氏名 <input type="text"/>
		帳簿記載を行っているか。 帳簿備え付を怠った場合は30万円以下の罰金（法30条1号）	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
		保管容器を利用しているか（医療廃棄物・PCB等他）	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
	多量排出事業者の該当判断	前年度に産業廃棄物を1,000以上排出しているか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
		前年度に特別管理産業廃棄物を50トン以上排出しているか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
	多量排出事業者の計画と実施報告の確認	上記で「はい」と答えた場合、当該年度の6月30日までに、処理計画と実施状況を都道府県知事 保健所設置市市長 に提出しているか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
廃棄物の保管	廃棄物保管場所に管理責任者を設置しているか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	



# 廃棄物委託実務自己チェック票

## 収集運搬業者への委託実務評価


適合	適法
× 不適合	違法
/ 対象外	基準対象外

評価項目	区 分	チェック項目	結果	対象罰則
産業廃棄物委託実務（第三者に委託処理）	産業廃棄物収集運搬業者への委託について（遵法性）	産業廃棄物委託契約書のチェック	1) 許可業者に委託しているか。(法第12条第3項・法第12条の2第3項) 産業廃棄物の委託を無許可業者へ委託してはならない。	委託基準違反は5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(法25条6号)
			2) 委託する収集運搬業者と委託契約を書面にて契約しているか。(施行令第6条の2第3号：施行令第6条の6号の6第2号) 委託契約書により契約を締結。委託契約書の様式の参考として(社)全国産業廃棄物連合会作成版(特徴として全ての産業廃棄物の種類に対応した契約書)と建設九団体副産物対策協議会作成版(建設廃棄物に特化した建設廃棄物処理委託契約書)東京都など都道府県が作成するモデル契約書がある。用途により、いずれを利用して構わず、法令記載義務項目以外の委託契約の項目内容については、契約者双方の話し合いにより、変更修正して構わない。	委託基準違反は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(法26条1号)
			3) 委託契約書に委託する産業廃棄物の種類、及び数量は記載されているか。(施行令6条の2第3号イ) 種類については、廃棄物処理法上の産業廃棄物20種類を記載することが基本。しかし、産業廃棄物が一体分離不可分に混合している場合には、例えば「シュレッダーダスト」や「建設混合廃棄物のように具体的な名称で記載してかまわない。尚、数量については、計量等により把握した数量を記載することが基本。廃棄物の種類に応じて、車両台数や容器個数等、契約者双方が了解できる方法により記載しても構わない。また契約期間中に委託する廃棄物の種類、数量が変更された場合は、変更又は訂正を行わなければならない。また排出段階で数量計量できず、目分量概算の場合、委託した処理業者のダイカンの実測量を数量とし、マニフェストに記載する。この場合、予定数量がわずかな変更であれば、契約書の変更はしなくて良いが、大幅な数量変更の場合、追加の契約書を締結し、当初契約時の予定数量をわかるよう記載する。	委託基準違反は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(法26条1号)

# 廃棄物委託実務自己チェック票

## マニフェスト運用管理評価

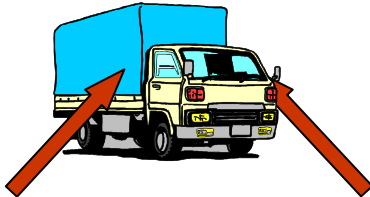
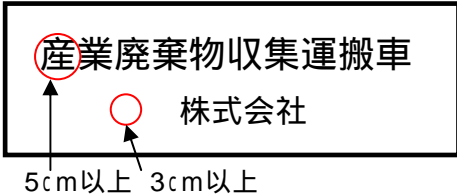
適合	適法
× 不適合	違法
/ 対象外	基準対象外

評価	チェック項目	結果	対象罰則	
産業廃棄物マニフェストの発行・記載・確認・報告・管理チェック	(社)全国産業廃棄物連合会発行マニフェスト(直行用)の場合 			
	(法第12条の3第4項関係)			
	交付要領	1) 廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡すと同時に1次マニフェストを交付しているか。		マニフェスト交付義務違反は6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金(法29条3号))
		2) 廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車両ごと交付しているか。		
	記入要領	3) 交付年月日、交付担当者、事業者(排出事業者)の氏名又は名称、住所、電話番号、事業場(排出事業場)の名称、所在地、電話番号、産業廃棄物の種類、名称、数量、有害物質等、荷姿、処分票方法欄はそれぞれ記載されているか。		マニフェスト記載義務違反・虚偽記載は6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金(法29条3号))
	4) 最終処分場所、運搬受託者(区間1、区間2、区間3)、処分受託者欄の氏名又は名称、及びそれぞれの事業場、名称、所在地、積替え又は保管の名称、所在地、電話番号欄が記載されているか。			
照合確認	5) 排出事業者は、B2、D、E票が返送された場合、保管しているA票の照合確認欄に返送日を記載し確認しているか。マニフェスト交付日から90日以内、(特別管理産業廃棄物の場合60日以内)にB2とD票の送付を確認。180日以内にE票の送付確認を確認すること。		マニフェスト確認義務違反は措置命令の対象になる(行政処分)	

# 廃棄物委託実務自己チェック票

## 自社収集運用管理評価


適合	満たしている
× 不適合	満たされていない
/ 対象外	評価対象外

評価項目	区分	チェック項目	結果	対象罰則
自社収集（自社の廃棄物を自社において処分場まで運搬する場合）	自社収集について（遵法性） 自社運搬の収集運搬基準は、産業廃棄物収集運搬業者と同一の基準が適用される。	収集運搬基準を遵守  6) 運搬車両の両側面に産業廃棄物を収集運搬している旨の表示がされているか。（産業廃棄物収集運搬車と排出事業者名を記載、車両表示する）      <b>ポイント</b> 特別管理産業廃棄物を運搬する場合も産業廃棄物と表示してもよい。 マグネットシートなど脱着可能な表示でもよい。 左右で表示位置が違ってても、また、荷台被牽引車に表示しても問題ない。 船舶を用いて運搬する場合も同様。		排出事業者が車両表示、書類携行を行わなかった場合、改善命令の対象。（行政処分）  また改善命令に従わない場合は刑事罰の対象。
		/		

# 廃棄物委託実務自己チェック票

## 自社収集運用管理評価

適合	満たしている
× 不適合	満たされていない
/ 対象外	評価対象外

評価項目	区分	チェック項目	結果	対象罰則
産業廃棄物委託実務（自社の廃棄物を自社で処分場まで運搬する場合） 自社収集	自社収集について（遵法性） 収集運搬基準を遵守	<p>5) 産業廃棄物の運搬車には、常時、書面の備え付けをしているか。携行書類の記載は、氏名、名称、住所。運搬する産業廃棄物の種類、数量。運搬する廃棄物の積載した日。世紀際した事業場の名称、所在地、連絡先。運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先を記載する。</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>廃棄物運搬車携行書類</b></p> <p style="text-align: center;"><b>氏名又は名称及び住所</b>          自社運搬株式会社          埼玉県入間郡三芳町</p> <p style="text-align: center;"><b>産業廃棄物の種類・数量</b>          コンクリートくず 2トン</p> <p style="text-align: center;"><b>積載日</b>          平成20年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><b>積載した事業所</b>          自社運搬(株) 三芳町事業所          埼玉県入間郡三芳町          TEL049-274-xxxx</p> <p style="text-align: center;"><b>運搬先の事業場</b>          (株)建設解体リサイクルセンター          埼玉県所沢市 -          TEL04 - 2998 - xxxx</p> </div> <p>電子manifestoを利用している場合には、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できる。</p> <div style="text-align: center;">  </div>		<p>排出事業者が車両表示、書類携行を行わなかった場合、改善命令の対象。(行政処分)</p> <p>また改善命令に従わない場合は刑事罰の対象。</p>